

居宅介護支援業務の実施方法等について

1. 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成について

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行います。また、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように解りやすい説明を心掛けます。
- (2) ご利用者様の居宅へ訪問し、利用者及びご家族様との面接により、その有する能力、置かれている環境、解決すべき課題を適切に把握し、ご利用者様が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- (3) 居宅サービスが特定の種類、事業者（法人）に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- (4) そのために、ご利用様が希望するサービス、地域等をお聞きした上で市町村の「事業所一覧表」などを活用し、希望に当てはまる事業所（サービス）を複数提示します。また、パンフレット等を用いる場合でも必ず複数の事業所のものを提示します。
- (5) その他、ご利用者様自らの意思による選択に資するよう、地域のサービス事業者等に関する情報を提供
- (6) ケアプランの原案を作成した際は、必ずその内容について説明し、同意を得ます。その後、作成したケアプランについてご利用者様へ交付します。

2. サービス実施状況の把握について

- (1) 少なくとも月に1回、ご利用者様の居宅を訪問し、サービス実施状況の把握（モニタリング）を行います。
- (2) 必要に応じてケアプランの変更や指定居宅サービス事業所等との調整その他の便宜の提供を行います。
- (3) ご利用者様がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合や介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設に関する情報を提供します。

3. その他

- (1) ご利用者様の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更申請が円滑に行われるよう必要な協力をいたします。また、希望される場合は、要介護または要支援認定の申請をご利用者様に代わって行います。
- (2) 介護支援専門員は利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、ご利用者様の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- (3) 入院時には担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関にお伝え下さい。
- (4) 当事業所以外の居宅介護支援事業者の利用を希望される際には、引継ぎが円滑に進むよう、直近のケアプランやその実施状況に関する書類等の情報提供などに誠意をもって応じ、ご利用者様の立場に立って支援します。

説明年月日	令和 年 月 日
-------	----------

上記の内容を事業者から受けました。

ご利用者様 氏名	
代筆の場合の代表者氏名 (続柄等)	